

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第2章第1項及び第2項の規定に基づき、令和3年2月5日付けで指定等を行い、令和5年3月3日付けで一部変更した、都市・地域再生等利用区域の指定等については以下のとおり一部を変更する。

令和7年1月21日

関東地方整備局長

第2 都市・地域再生等占用方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占用許可を受けられる施設

1) 飲食施設

（キッチンカー・テント・テーブル・椅子・売店・自動販売機・倉庫等）

2) スペースレンタル施設

（テント・テーブル・椅子・焚火台・レンタルモビリティ・倉庫等）

3) 情報発信施設

（広告板・案内所・倉庫等）